教育人材政策課
生涯学習推進課
地域学習推進課
男女共同参画共生社会学習・安全課

第二十五条第一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　教育基本法の施行に関する事務の総括に関すること。

第二十五条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画に関すること。

第二十五条第五号を削り、同条第六号中「庶務（」の下に「生涯学習分科会、」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第六号とする。

第三十一条を削る。

第三十条（見出しを含む。）中「男女共同参画学習課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第一号中「形成」の下に「その他の共生社会の形成」を加え、同条第六号を次のように改める。

六　海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

第三十条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　学校安全及び災害共済給付に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関することを除く。）。

八　青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款第二目中第三十条を第三十一条とし、第二十九条を削る。

第二十八条（見出しを含む。）中「社会教育課」を「地域学習推進課」に改め、同条第一号中「及び他課」を「並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「及び他課」を「並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、「青少年教育課及び男女共同参画学習課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、「青少年教育課及び男女共同参画学習課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　学校図書館に関すること（教育人材政策課の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条第八号中「他課」を「教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第七号中「他課」を「教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第六号の次に次の七号を加える。

七　地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

八　学校運営協議会等に関すること。

九　青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

十　社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

十一　家庭教育の支援に関すること。

十二　青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

十三　文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を削る。

第二十六条第一号中「他課及び参事官」を「地域学習推進課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第三号中「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第四号中「初等中等教育局及び」を削り、「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「情報教育課」を「地域学習推進課」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「並びに学校開放」を削り、「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十号中「並びに学校開放」を削り、「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　中央教育審議会生涯学習分科会の庶務に関すること。

第二十六条第十一号を同条第十号とし、同条を第二十九条とする。

第二十五条の次に次の三条を加える。

（教育改革・国際課の所掌事務）

第二十六条　教育改革・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　国際理解教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

四　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関すること。

五　教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七　教育関係職員その他の関係者に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

（調査企画課の所掌事務）

第二十七条　調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三　児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局及び教育改革・国際課の所掌に属するものを除く。）。

四　外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

五　国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

（教育人材政策課の所掌事務）

第二十八条　教育人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育職員、社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭及び学校司書の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。